

平成26年第4回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成26年9月8日（月曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第40号 本巢市職員の配偶者同行休業に関する条例について
- 日程第3 議案第41号 本巢市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第42号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第5 議案第43号 本巢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例について
- 日程第6 議案第44号 本巢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 日程第7 議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第9 議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算について
- 日程第12 認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 日程第13 認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について
- 日程第14 認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第15 認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 日程第16 認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算について
- 日程第17 認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算について

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員（17名）

1番	堀部好秀	2番	江崎達己
3番	鏑本規之	4番	黒田芳弘
5番	船渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	8番	高橋勝美
9番	安藤重夫	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	17番	大西徳三郎

欠席議員（1名）

16番 上谷 政明

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原 勉	副市長	石川 博紀
教育長	白木 裕治	総務部長	神谷 義幸
企画部長	大野 一彦	市民環境部長	片岡 俊明
健康福祉部長	林 正男	産業建設部長	大熊 秀敏
林政部参事兼 部長心得兼根尾 総合支所長心得	小野島 広人	上下水道部長	杉山 敏郎
教育委員会 事務局 長	岡崎 誠	会計管理者兼 会計課長	村瀬 敏勝

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	安藤 正和	議会書記	杉山 昭彦
議会書記	山本 憲		

開議の宣告

○議長（若原敏郎君）

ただいまの出席議員数は17人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（若原敏郎君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号1番 堀部好秀君と18番 鵜飼静雄君を指名いたします。

日程第2 議案第40号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第2、議案第40号 本巣市職員の配偶者同行休業に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第41号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第3、議案第41号 本巣市福祉医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第41号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第42号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第4、議案第42号 本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

本条例については、後ほどの条例も同じことでありますけれども、こうした家庭的保育等の事業を営もうとする者があらわれたときに、その事業に対する施設の基準を定めるということで、直接、市の現在の保育園、あるいは幼稚園にかかわる内容ではないというふうには思いますけれども、せっかく条例をつくるわけですから、二、三疑問に思ったことをお伺いしたいと思います。

まず1つは、例えば第15条で食事という項目がありまして、その中の第3項で、食事は、前項の規定によるほか、市内で生産された農林水産物等の積極的な活用に努めるということが書いてあります。もちろんこういう形で市内の農林水産物を積極的に活用してもらえれば結構なことですが、この条例の中で基準としてこれを努めるようにすることというような内容の文言を書くことが本当にいいのかどうなのか、若干ちょっと疑問に感じました。

2つ目は、第16条で、食事の提供の特例というところで、次に掲げる要件を満たす家庭的保育事業者は云々ということで、こういった次の要件を満たす場合には外部からの搬入をすることができるということでもありますけれども、その(5)番のところに、食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めることというふうに書いてあります。そのほかの(1)番、(2)番、(3)番とか、そういうところは、例えば(1)番で言いますと、契約内容を確保していること、それが外部からの搬入の要件だということなんですが、(2)番でも、栄養士による必要な配慮が行われること、このように書かれておりますけれども、最後だけは、食事を提供するよう努めること、ちょっとこれはおかしいんではないかなというふうに思います。

もう1つは、ちょっと戻りまして第8条で、家庭的保育事業者等の職員の一般的要件というのがございますが、その中で、家庭的保育事業において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、ここまではいいんですけれども、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければなら

ないと。「できる限り」という文言がなければそれでいいと思ったんですけども、できる限りということ、できなければ結構ですよというふうにもなりかねません。そうなると、職員の質の低下を招くというおそれもあります。だから、これはないほうがいいんじゃないかというふうに考えましたが、とりあえず3点、気がついた点を申し上げ、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（若原敏郎君）

答弁を健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問で、家庭的保育事業者等の職員の一般的な要件の中で、できる限り児童福祉事業の理論、そして実際についての訓練を受けた者でなければならないというもの、それと食事のところでございますが、市内で次に掲げた今の農林水産物等の積極的な活用に努めるとともにというふうに書いてございます。この文言につきましては、学校給食にもありますように、地産地消という意味で認識をしておりますが、いずれにいたしましても、今3点ほどいただいたことにつきましては、国や県の指導に沿った内容ではあります、今後は国から内容等の新たなものとか変更・改正がなされてくるという情報も聞いておりますので、ただいまお聞きしました件も含めまして議論をしていきたいなというふうに思っております。

〔挙手する者あり〕

○議長（若原敏郎君）

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

この条例、また次の条例についても、私も100%全部精査したわけではありません。その中で気がついたことを幾つか申し上げたわけであり、国、厚生労働省令でこうした内容についての指示がいろんな形で来るといいますし、またこれからも、今部長が言われたように、見直しとか改正とか、いろんなことがあると思いますけれども、実際の実施に向けて、国が言ってきた文言そのままではなく、どうかなと思うところについてはやっぱり本巢市としてよく検討しながらつくり上げていくという努力をぜひほしいということだけ申し上げておきます。以上です。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第42号は文教福祉委員会に付託することに決定をいたしました。

日程第5 議案第43号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第5、議案第43号 本巣市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第43号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第6 議案第44号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第6、議案第44号 本巣市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

18番 鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

ここでは1点だけ申し上げたいと思いますが、第9条で設置の基準というのがあります。その第2項で、専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならないというふうになっています。調べてみますと、全国に約2万余りの児童クラブ、名前はいろいろありますけれども、こうした放課後児童の健全育成事業というのをやっているところが2万以上あるわけでありまして、その中で約8割が1人当たり1.65平方メートル以上のスペースを確保している。一番多いのは、4平方メートル以上を確保しているところが一番多くあるわけでありまして、ここでちょっと気になったのは、乳幼児の場合に1人当たり3.3平方メートルが基準になっています。小学生、さらには今後6年生まで拡大していこうという状況の中で1人当たり1.65平方メートルというのが適正化どうかというと、非常に狭過ぎるのではないかというふうに考えざるを得ません。

そういう点から、これは先ほどの件もありますけれども、国からまたいろんな内示があったりすると思いますけれども、いずれにしても市独自で定められることでもありますので、市の留守家庭教

室に直接当てはまるものではないにしても、こういった基準を市が持っているということ自体がどうなのかと。もう少し実態に合った、現在の本巢市の留守家庭教室についてはもっと広い面積をとっているはずですので、おおむねそのあたりを基準にしながら定めていくというのが正しいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（若原敏郎君）

健康福祉部長 林正男君。

○健康福祉部長（林 正男君）

ただいまの御質問で、放課後児童健全育成事業の設備の基準ということで、児童1人当たりの面積が1.65平米以上でなければならないとされておりますが、それ以上ではというような御意見でございます。

現在、私どもの留守家庭教室におきましては、一応国の基準に沿って行っているわけでございまして、実際、開設をしております場所のところでは、スペースが十分広いところとか、また生徒さんの非常に少ないところでは1人当たりの面積が2平米から3平米ぐらいのところも実際ありまして、一応最低基準は決して下回らないようにしておりますが、いずれにしましても、現場の状況等も注視しながら、必要に応じて今後については考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（若原敏郎君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号については、文教福祉委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第44号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第45号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第7、議案第45号 本巢市保育の実施に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号については、文教福祉委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第45号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第46号（委員会付託省略）

○議長（若原敏郎君）

日程第8、議案第46号 平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

お諮りします。平成26年度本巢市一般会計補正予算（第2号）については、委員会付託を省略し、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会、以上のとおり、それぞれ所管の常任委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第46号については、委員会付託を省略し、それぞれ所管する各常任委員会において協議することに決定をしました。

日程第9 議案第47号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第9、議案第47号 平成26年度本巢市簡易水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第47号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第47号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第48号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第10、議案第48号 平成26年度本巢市公共下水道特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第48号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第11 認定第1号（委員会付託省略）

○議長（若原敏郎君）

日程第11、認定第1号 平成25年度本巢市一般会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第1号のうち、総務企画委員会の所管に属する事項については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する事項については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する事項については産業建設委員会に、以上それぞれ所管する常任委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第1号については、それぞれ所管する常任委員会において協議することに決定しました。

日程第12 認定第2号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第12、認定第2号 平成25年度本巢市国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第2号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、認定第2号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第13 認定第3号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第13、認定第3号 平成25年度本巢市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第3号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第3号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第14 認定第4号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第14、認定第4号 平成25年度本巢市簡易水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第4号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第4号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第15 認定第5号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第15、認定第5号 平成25年度本巢市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第5号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第5号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 認定第6号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第16、認定第6号 平成25年度本巢市公共下水道特別会計歳入歳出決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第6号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第6号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

日程第17 認定第7号（質疑・委員会付託）

○議長（若原敏郎君）

日程第17、認定第7号 平成25年度本巢市水道事業会計決算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております認定第7号については、産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、認定第7号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

散会の宣告

○議長（若原敏郎君）

以上で本日の日程は全て終了しました。

9月16日火曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日時と場所を申し上げます。

総務企画委員会は9月18日木曜日午前9時から本庁舎3階第1委員会室にて、文教福祉委員会は9月19日金曜日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室にて、産業建設委員会は9月22日月曜日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室にて、それぞれ開催をします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前9時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

